

近代日本における国家とミッション・スクール

—上智大学の創設をめぐる—

比較教育社会学コース 高 宇

Nation and Mission School in Modern Japan
Centering on the establishment of Sophia University

Yu GAO

The purpose of this paper is to examine the relation between Nation and Mission School during the end of Meiji and the early Taisho era. About Nation and Mission School in the Meiji era, precedence research tended to lay stress on the tensional relations between both sides. However, with the change of social circumstances, the educational policy is not necessarily a invariable. This paper focus on the background and the process that the establishment of Sophia University, a Catholic University, from the aspect of the thoughts about Religion and Private School at that time, attempt to study the change of the relation between Nation and Mission School.

目 次

1. はじめに
2. 私立学校令・訓令12号とミッション・スクール
3. カトリック教会と国家の接近
4. 宗教利用問題
5. 上智大学創設の過程
6. まとめ

1. はじめに

本稿の目的は近代日本の国家とミッション・スクールの関係を検討することにある。よく知られているように、明治32年条約改正が実施されて外国人の内地雑居が自由になるにともなって、キリスト教思想の拡大が危惧されていることが背景に、キリスト教教育を取り締まるという目的で私立学校令・文部省訓令12号が公布され、キリスト教学校に大きな打撃を与えた。このようなキリスト教教育と国家との緊張関係に着目し、各関係学校の学校史をはじめ数多くの先行研究が蓄積された。しかし、それ以降の時期において両者の関係はどのようなものであったかについて必ずしも十分に議論されているとはいえないと思われる。

むろん、戦前において、キリスト教やその教育に対する警戒や抑圧という国家側の姿勢は基本的に一貫していたことは否めない事実であろう。しかしながら、

久木幸男の研究¹⁾で明らかになったように、キリスト教教育を統制する立場にある国家の教育思想、そしてそれを具現した教育政策は決して不変なものではないのである。また、一口キリスト教教育といっても、実はプロテスタントとカトリックの間で国家への対応がかなり異なっていたということが指摘されている²⁾。本稿は、これら問題意識を共有しつつ、カトリックの高等教育機関である上智大学の創設の背景や過程に焦点をあて、時代の社会情勢の変動のなかで、国家とキリスト教教育の関係にいかなる変化が生じていたかを考察する。

近代日本のキリスト教教育は、明治初期からキリスト教布教の一環として、少数の例外を除けば、主に外国人宣教師によって行なわれた教育である。したがって、こうした教育を実践するミッション・スクールには二つの側面を有するということができる。すなわち、西洋から移植されたキリスト教信仰にかかわる教育機関という側面と、近代日本の私学としての教育機関という側面である。こういった基本的な性格は、キリスト教教育と国家の関係を検討するにあたって、重要なポイントになると考える。本稿では、明治末期から大正初期にかけての時期において、国家が宗教教育、私学教育に対する態度がどのような変化があり、そしてそれがミッション・スクールの発展にどのような影響を及ぼしたかを明らかにすることを試みたい。

2. 私立学校令・訓令12号とミッション・スクール

明治政府は、明治23年「教育勅語」を發布し、天皇に対する忠孝を「我カ国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源」であると説き、それを臣民たる道徳の基準とする。これを契機に、国家主義教育思想が台頭し、政府のキリスト教教育に対する干渉は増大していく。そして、明治32年「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルハ学制上最必要トス依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ」と文部省訓令12号が公布された。これは、もともと「私立学校令」の一項目として文部当局に構想されたものであるが、高等教育会議や枢密院に提出される際、反対の意見が現れ、結局勅令である「私立学校令」に入れることができず、文部省内部の訓令というかたちに至ったのである。その後、法令実施の過程において、学校関係者や地方行政当局が文部省と交渉した結果、文部省が専門学務局・普通学務局連名で法令の柔軟な適用を各地方へ指導伝達した³⁾。こうした転換を、久木幸男が政府による私学の「撲滅」を目指すものから「ある程度自由に認めつつ、干渉・監督を厳にして、私立学校を天皇制教育体制に位置づけていこうとする」ものにとらえたうえで、その変化の理由は、「外国公使による反対運動」と官立高等教育の拡大をはかる「八年計画」の挫折と関連していると説明している⁴⁾。

しかし、現場における法令の実行がある程度緩くなったとはいえ、実際にやはりミッション・スクールに大きな打撃を与えたのである。表1は、明治期においてミッション・スクールの設立数が時間の推移にともなってどのように変化したかを示したものである。

表1 ミッション・スクールの設立状況

設立年代	学校数 (プロテスタント)	学校数 (カトリック)	合計
明治0年代	20	—	20
明治10年代	35	4	39
明治20年代	13	5	18
明治30年代	4	5	9
明治40年代	1	4	5

注：久山康編『日本キリスト教教育史 思潮篇』キリスト教学校教育同盟，1993，p. 27-31，上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大辞典』研究社，p. 1485-1493より作成。

これをみると、明治10年代まで新しく設立された学校数が増加していたことがわかる。ところが、明治20年代に入ると、設立数が以前と比べて大いに減少している。それは日本の近代化が進行し、土着の教育機関が成長していくにつれて、ミッション系学校の相対的価値が下がり、近代化離陸期における繁栄から漸次に衰退へと転落していったこと⁵⁾と関連していると考えられる。ここに注目したいのは、明治30年代、つまり「私立学校令」「訓令12号」が公布されたあと、設立数がさらに大幅に減少しているということである。それは政府の宗教教育に対する抑圧に起因する部分がかかり大きいといえよう。また、こうした学校設立の減少は、プロテスタント系の学校のみならず顕著に現れていることが気付かされる。そもそもカトリック系の方は、学校の設立に対してプロテスタントのように積極的に行動しなかったが、ほとんど設立の減少傾向も見られず、終始一定のペースを保っていることが見てとれる。

3. カトリック教会と国家の接近

なぜ上述の違いがあったのだろうか。明治期のカトリック教会は、教育活動よりは布教活動や慈善事業に関心を寄せていたのである。一方、プロテスタントは、英米の政治的文化的威勢に乗じて、布教活動とともに教育活動を積極的に展開していったのである。その結果、前節で触れたように、明治期においては、カトリックのミッション・スクールの数が、プロテスタントと比べて明らかに少なく、とりわけ高等教育の場合、カトリックの高等教育機関は皆無であった。

その理由の一つは、「プロテスタント宣教師たちは、どちらかという、教師、医師、技術者等の資格をもって日本社会の中に溶け込むと同時に都市部の学校教育と青年たちの伝道に力をいれ、向上心に飢える青年たちの要望に高等教育をもって応えていった。これに対して、カトリックは、何よりも、魂の来世の救いと信徒の集団育成に心掛け、地方伝道に力をいれていた。初期のカトリック教会は、どちらかという、明治社会の流れの外にたってしまったのである⁶⁾」という。もうひとつ重要なのは、当時カトリック教の日本布教事業は、もっぱら外国宣教会によって行われていたのである。その会員はフランス語を母国語とするものに限られたため、日本へ派遣された宣教師も当然フランス語を話すものばかりであった。これはもちろん、英語を中心とした当時の「洋化ムード」の中で、カトリック教育の発展に負の影響を与えたに違いな

い。また、幕末において幕府側を支持したり、日清戦争に遼東半島割譲を干渉したりしたフランスは英米との関係が親密であった明治政府にとって国際政治的にも好ましい相手ではなかった。以上の理由から、明治末期までカトリックの日本における教育事業は活発になりえなかったと考えられる。

ところが、日露戦争後、カトリック教会は大きな転機を迎えた。日本は日露戦争に戦勝した翌年の明治38(1905)年、「教皇ピオ十世はこの平和克復を慶賀し、同時に戦争中日本および中国、特に戦場となった満州において日本がカトリック教会をよく保護したことに對して感謝するため、日本と友好関係の最もあつてアメリカのオコネル司教を特使として日本に派遣することになった⁷⁾」。日本側も教皇特使の来朝を積極的に対応した。教皇特使が明治天皇に教皇の親書を奉呈し、そして日本の各方面の盛大な歓迎を受けた。当時の様子について聖心女子学院事務囑託であった山口鹿三は、次のように手記に書いている。

皇室を始め、政府も日本国民も非常に喜んで使節を歓迎いたしました。使節は築地教会で二回、神田の基督教青年会館で一回(有名なプロテスタント政治家島田三郎氏、帝大教授姉崎正治博士等の歓迎演説があつた)、辻男爵を会長に戴く大日本教育会で一回(此時使節は羅典語にて演説)、雄弁を振つて演説せられました。当時最も有力なる日刊新聞『日本』は其社説(主筆三宅雄二郎博士の筆を覚えてみます)に長文の使節歓迎文を掲げ、其中に羅馬教皇が日本に天主教を有効的弘めたいと思ふならば高等教育の学校を設立する必要があることを説きました。私は早速其社説をフランス語に翻訳し帝国ホテルに使節を訪問して之をご覧に入れました。使節は私の訳文を高い声で読んで種々御下問になりました。カトリックの大学及び高等専門学校設立の必要は時の総理大臣桂太郎大将の使節歓迎会でも他の歓迎会でも我国朝野の名士から説かれました。

実際其時に於けるカトリック教会の教育機関はプロテスタントに比して遙かに遜色あるを免れませんでした。(中略)然るに我国の識者は自由主義のプロテスタント教は革命に傾く危険あるに反し、カトリック教の権威主義は主権と伝統と従順を重んじ日本の国体に合致することを認めカトリックの高等学校設立を希望し使節に之を進言したのであります。⁸⁾

このように、日本におけるカトリック高等教育機関設立の背景に、カトリック教会およびその教育の特質は、当時日本の天皇制イデオロギーの強化や国家主義

的教育方針にとっては、都合のよいものだったということがあった。政治学者の半澤孝磨が論じているように、「プロテスタントとは異なり、カトリックにとって教会とは単なる信仰の学校ではない。それはあらゆる歴史的有為転換の彼方に真理を維持する実在であり、制度である」。それゆえ、カトリックの教会と国家の原理的關係には一つの前提がある。すなわち、カトリックにとって「神に対する人間の行為を単に個人的なものではなく、本質的に歴史的教会における共同行為として考えること、そしてこの考えは、人間における一つの共同行為であり、しかも一個ずつ特有の歴史的形成物である国家の意義の承認と不可分であること、ということにあった⁹⁾」。カトリックのこういった思想や教会内部の階層的組織形態は、近代日本の「滅私奉公」「忠君報国」などの天皇制イデオロギーに合致するものである。カトリックの教育は、日露戦争後、新世代の青年の間であらわれた自由主義、個人主義の風潮を抑制することには役割を果たせると明治政府や一部の知識人に期待されていたのである。

一方で、日露戦争中に日本が満州にあるカトリック宣教師や信者を保護したことに對して天皇や日本政府に謝意を表するというオコネル訪日の公式的目的のほか、もう一つの目的がある。オコネルが来日直前、教皇ピオ十世から手紙を寄せられた。その中で「日本におけるカトリック教会の事業についての非公式的視察をする(中略)その視察はとくに、必要に応じて新しい施設を設ける場合の条件および、カトリック信者の信仰生活をいっそう円滑ならしめるための条件に関しておこなう¹⁰⁾」というようにオコネルに指示を出している。この「新しい施設」は、もちろんカトリックの高等教育機関を指している。

日本滞在中、オコネルは帝国教育会が主催した講演会に出席し、カトリックの教育方針という内容の演説をおこなった。彼の演説では、カトリックの教育に求められた学生や青年のあるべき人間像が述べられている。

昔、有名なる哲学者が申しました、青年子弟の教育は開く宛も国家の土台石の如き者であると、如何にも事物の理を能く究めて見ますと此格言は正理にも又経験にも証明せられて居るのでございます、社会、否寧ろ国家といふものは人物が無ければ、長く存立することは出来ぬものである、私は人物と言ふ、人と申しませぬ、何故ならば諸君も御承知の通り人物と人といふ此二つの言葉の意味は大に異なつて居ります。人は自然より出づる者である。人物は教

育に依つて起る者でございます、人物は何であるか、教育に依つて完成せられた人を指すのでございます。富強雄大なる国家の生起するものも富強雄大なる国家をして益々進運に赴かしむるものも亦富強雄大なる国家をして永く存続せしむるものも誰の力に依るかと申しますれば則ち人物の力、人物の働きに依るのでございます、之を古今東西の歴史に照らして見まするに国礎を堅固にするが為に国運の隆盛を謀るが為に只人民ばかりでは決して足りない、人物が最必要であるといふことは明らかでございます、私の所謂人物と云ふものは如何なる者であるか、啻に知識学問の優れて居る人のみを指すのでは無い、人をして完美ならしむる所の道義徳行を学問知識と共に具へて居るものを言ふのでございます。¹¹⁾

このように、国家の「富強雄大」を達成するために、教育によって培うべきなのは「人物」であるとオコンネルが演説で強調しているのである。彼のいう「人物」とは「啻に知識学問の優れて居る人のみを指すのでは無い、人をして完美ならしむる所の道義徳行を学問知識と共に具へて居るもの」である。つまり、カトリックの教育理念において、教育を受けた人間は、単なる知識が身についた「人」ではなく、高尚な道徳を兼備する「人物」でなければならないというようなあるべき姿が求められていることがわかる。

続いて、オコンネルは軍人や医者などの例を挙げ、精神教育の重要性を論じていく。国家のために「砲烟弾雨の下に倒れることをも辞せざる」軍人、忠誠心をもって「病の下に倒れることをも辞せざる」医者のようなものこそが優れた「人物」であるという¹²⁾。

さらに、オコンネルは「今日の教育界を見ますると欧米よりその主義が這入つて居ります、併ながら主義の多きは寧ろ其煩に堪へざる患がございます（中略）新奇或は斬新と云ふもの必ずしも皆善いとは申されませぬ、新しい所のものに随分偽なるものが沢山ございます（中略）天下の青年が彼米国の天空海闊と云ふやうな風に教育されて居る間に、日本国をして世界に名高からしめたる君子国の美風を失ふやうなこと無く寧ろ此美風をして永く継続せしめ出来得べくんば益々完美ならしむる様に努めなければなりません¹³⁾」と述べ、当時欧米の影響を受けて日本に流行している自由主義、個人主義の風潮に対する批判的な立場を示している。

この演説を通じて、カトリック的イデオロギーと日本の天皇制イデオロギーとの親和性を喧伝し、これから日本で設立しようとしているカトリック大学の教育

の正統性と必要性を日本の教育指導者たちに認識させようというのが、オコンネルのねらいであったろう。

その後、首相の桂太郎と会談した際にも、オコンネルが大学創設の意向を述べ、日本政府の考えを打診した。桂太郎は「ただちに熱心な態度でこの提案に賛意を示し」¹⁴⁾たのである。

カトリック側の学校設立の趣意が政府にこれほど歓迎されたことには、もう一つの背景があった。それは、当時義務教育の普及にともなって、上級学校進学に対する需要が急増したが、現存の学校ではそれに十分に対応しえないという圧力が強まっているということである。

オコンネルの歓送会に出席した金子堅太郎が明治36年「教育制度改革の断行を望む」という論説の中で、次のように述べている。

入学を志願する者の学力が足りなくて、上級の学校に入れぬといふのならば、それは止むを得ぬことであるが、さうではなくて、学力は十分にある、即ち規定通りに下級の学校を卒業して居りながら、唯学校の収容人員に超過するといふ理由で、選抜試験を受けさせて、規定以外の志願者を落第させるといふに至つては、甚だ失当の処置であるといはねばならぬ。¹⁵⁾

こうした状況のなかで、文部省の高級官僚である沢柳政太郎が自ら官学偏重の文部政策を批判しながら、官学との格差を是正して私学の規模を拡大させるべきだと主張した。

吾等は教育の隆盛の爲めに私立学校の振興を希望す、これに就いて、教育行政の府たる文部省が十分に尽力協心すべき義務あるを信ず。換言すれば、文部省の対私立学校策は、撲滅にあらずして保護誘導にあるべきを信ず。¹⁶⁾

日本訪問を終えて、その翌年の1916年、オコネル司教がバチカンのローマ教皇庁に復命し、日本の教育事情とカトリックが日本に高等教育機関を創設する必要性を教皇に説明した。教皇はその進言を受け入れ、日本政府のカトリック高等教育設立に対する積極的な態度は、カトリックの日本における布教事業の発展にとってよい機会だと判断し、キリシタン時代から日本布教の業績があり、かつ従来教育事業を重視する伝統があるイエズス会に日本での男子カトリック高等教育機関の設立を委ねた。

4. 宗教利用問題

明治末期、宗教問題について国家側の認識にどのような変化が生じたのかを浮き彫りにするために、いわゆる「宗教利用問題」に触れなければならない。次に、この問題の経緯を簡単にふまえながら、国家の宗教問題に対する新たな思惑、そしてそれと教育との関連を検討していく。

明治45（1912）年、内務次官の任にあった床次竹二郎が「三教会同」という計画を打ち出した。その目的は、国民道徳の涵養を増進させるために、宗教を政治利用しようとするににあったと見なされている¹⁷⁾。この計画の浮上は、日清・日露戦争後日本の社会情勢と直接関係している。戦争に勝利した当時の日本は、近代国家として欧米諸国に追いつきつつあり、国力が以前より大いに躍進したのである。しかし、それと同時に大きな社会問題も抱えていた。戦争景気によって貧困に陥った労働者や農民も大量にあらわれた。そのため、『成金なるもの』の「物質万能的享楽生活は、世道人心を毒し、道徳思想の頹廢的傾向が、著るしくなつた。また一方、物価の騰貴は、無産者の生活を脅かし、社会主義が、勃興しはじめた」という社会情勢が当局に憂慮されており、そうしたなかで床次竹二郎は「深く世相の悪化を慨き、其の匡救の一助として国民の宗教心を鼓吹しよう」と企てた¹⁸⁾。

この構想を実現するために、まず第一歩として、神道、仏教、キリスト教の指導者を会合に招き、彼らに国民道徳の振興に協力するように要請するという計画が床次によって打ち出された。明治45年1月17日新聞を通じて床次が『三教会同に関する私見』という論説を発表し、「三教会同」の趣旨を公にしたのである。この論説のなかで床次は次のように述べている。

当今は、正しく宗教をして更に力あり、権威あるものたらしむるの、愈々急あるを覚ゆ。蓋し国民道徳の涵養は教育と宗教と相俟つて始めて完きを得べきものなのに、現今は、教育に由りて、今日の道徳を教ゆるの実状なり。然れども、本に遡りて、神といひ、仏といひ、天といふ所に、常に接触するにあらざれば、国民をして公明正大なる思想を、堅実に養成せしむることを得ざるべし。故に国民道徳の基礎を作るには、必ずや宗教と教育との、相俟つて進むを要す。是を以て、二者の結合を図り、之をして互に提携せしむるの実を挙げ、相率ゐて以て、国民教育の上に竭

さしめんことを切望す。是れ即ち、国家と宗教との結び付けを、殊に切要とする所以なり。¹⁹⁾

このように、床次は「国民道徳の基礎を作るには」教育だけに頼るべきではなく、国家と宗教との結合を通じて、宗教がもっている道徳教育の機能を発揮させることの重要性を力説していることが明らかである。内務次官である床次のこういった見解は、いうまでもなくそれまでの宗教政策とは大いに異なっているものである。したがって、これに対して各方面から賛否両論の意見が出されており、ついに帝国議会で議論される問題へと発展した。

衆議院議員木下謙次郎が「一 内務省ノ宗教利用ナルモノハ宗教ニ対スル信仰ヲ以テ危険思想ヲ防遏セムトスルモノナリト聞ク信仰ト危険思想トノ關係如何。二 憲法ニ認メタル信仰ノ自由トハ宗教選択ノ自由ノミニ非シテ信仰セサルコトノ自由ヲモ認メタルモノナリ内務省ノ宗教信仰ニ対スル振興ノ運動ハ憲法ノ精神ニ矛盾スルナキヤ。三 国家ト宗教トノ結合ヲ図リ宗教ヲシテ更ニ権威アルモノヲラシメムトスル内務省ノ計画ハ政教混同ノ端ヲ啓クモノナラスヤ²⁰⁾」という内容の質問主意書を提出した上で、衆議院の議場で政教分離の観点から床次の計画を批判し、原敬内務大臣に答弁を求めたのである。これを受けて原敬が、「内務省ニ於テハ宗教利用モ考ヘテ居ラナケレバ、政教混同モ考ヘテ居ラナイ、信仰ノ自由ヲ妨ゲヤウトモ思ツテ居ラナイ（中略）床次次官ガ其意見ヲ発表スル前提ニ、是ハ自分一個人ノ意見デアリ、内務省としては宗教家を「招待致シマシテ一夕懇談ヲ致サウトハ、考ヘテ居リマス、ケレドモハ単ニ其意味ニ過ギナイデアリマス²¹⁾」と発言し、床次の宗教の政治利用を図る構想は政府・内務省の公式見解ではないと主張したのである。

しかし、これはこの問題のさらなる政治問題化を避けるために原敬が採った策略であろう。実際に、床次が三教会同の案を考えた際に、原敬に相談したのである。最初に原が難色を示したが、結局床次に説得され、とにかく山縣有朋、松方正義、桂太郎、大隈重信など有力政治家に計画の趣旨を説明するようにと床次に指示した。そして床次が説明に奔走した結果、有力政治家たちの賛同をえた。また、原が床次の計画を閣議に持ち上げて閣僚の意見を求めたということが原の日記からうかがわれる。

此閣議の序に内務省にて企て居た諸宗官長と共に耶蘇教

伝道師をも招きて健全なる志操を普及せしむる事に関し懇談すべしと云ふ案に付、耶蘇教云々には必ず反対者あらんと考へ閣僚に話したるに、果せるかな石本陸相は夫れは考へものなりとて同意せず、他の閣僚は同意のみならず大に賛成の意も表した。²²⁾

このように、三教会同の計画は、確かに床次個人によって構想されたものだが、元老など有力政治家のみならず、西園寺内閣のほとんどの閣僚にも賛成されていることが明らかである。政府の政策にまで発展しなかったとはいえ、この計画が政府の宗教に対する新たな考えを反映したということはできよう。

ところで、この動きは当時の教育にどのような影響を及ぼしたのか。前述で、床次は宗教の道德教育機能に期待を寄せているということを述べた。ただ、それは「日本国民全体の徳育問題としては、単に学校に於ける教育のみを以て安心することの出来ない」ため、一種の社会教育として宗教の力を借り、学校教育の不足を補うという性質のものだと床次がのちに言明している²³⁾。一方で、文部省はこの問題に関して、宗教と教育の分離という訓令12号以来の方針に揺らぎはなく、「教育勅語」にもとづいて学校の道德教育を徹底していくというコメントを發した。当時の文部次官福原謙二郎は次のように述べている。

我国に於ける道德教育の基礎は、教育勅語に存して居るので、教育は宗教以外に独立するのを原則として居る、だから宗教学校及び其他学科課程に就いて、法令に規程の無い私立学校、即ち所謂私立各種の学校に於ては、宗教を教へる事を妨げぬが此等学校に於ても矢張教育勅語の御趣旨に反背すべからざるは勿論である、要するに我国の教育制度の上に於ては、何処までも教育勅語を根本とし、之に拠つて我國民道德を養成するを以て教育の大主義として居る。目下世間に伝へられる宗教家会同計画の如きは、我等の豪も関知せざる処である。²⁴⁾

しかしながら、「三教会同」の翌年6月、それまで内務省の内局として設置されていた宗教局が文部省に移管されたことや、後に山本権兵衛内閣の文部大臣奥田義人が三教代表者を招き国民教化のために宗教と教育の協力体制作りを訓示した²⁵⁾などのことを考えあわせると、床次の宗教利用の思想は、その後宗教と教育の関係に一定の影響を与えたといえよう。つまり、教育の中から宗教を完全に排除するかたちで天皇制教育体制を強化するという文教政策から、宗教を利用し

て従来の教育体制を補強するという文教政策への転換が、この時期に出始めたのである。

5. 上智大学創設の過程

教皇の日本に高等教育機関設立の要請を受け、イエズス会総会は早速その具体的な進め方を検討しはじめ、1906年に第二十五回総会議を開いた。会議の結果、布教と高等教育機関設置という二つの使命を遂行すると宣言された。

その後、1908年イギリス人のロックリフ、フランス人のブシェー、ドイツ人のダールマン三人のイエズス会員がイエズス会総会に選ばれて、日本のカトリック高等教育機関設立を実施する使命をもって日本に派遣されることになった。当時日本の対外関係や英米文化への関心を考慮し、三人の中でイギリス人のロックリフがリーダーの任に委ねられた。任務を引き受けた三人のイエズス会員に、総会長のヴェルンツが、日本での新たな事業をどのように展開するべきか、そしてそれを成功させるために、どのような手段をとるべきかなどについて、非常に詳細な内容を掲げた「訓令」を發している。その中に、とくに注目すべきのは、国家権力者との付き合いに関する部分である。

聖イグナチオの会憲はいみじくも次のように述べている。「インド人のごとき大民族に対し、或いは優質な国民に対し、或いは多数の人間が集まる大学に対して与えられる援助は——彼らは援助を受ければ、また他人を助けることができるから、すなわちこのような援助は全般的共通善のためであるから——優先さるべきである」と。したがってイエズス会の仕事に深い影響を及ぼす人々の善意はすこぶる重大であるから、全部の仕事の目的についてこれらの人びとに賢明に、上手に説明すべきである。

それゆえ、東京に到着次第、当局者と全部の案件について、どのような最善の方法でこれを取り扱うかを十分に検討してから、書記官長から手紙を外務大臣に提出し、そのさい同大臣の好意を得るよう努力すべきである。その機会に、イエズス会があらゆる学問を通じての教化によって日本青少年の精神的・道德的養成と、さらに一般的には全國民の精神的・道德的修養のため、できるだけ協力したいという覚悟を示すべきである。²⁶⁾

イエズス会の布教は、上流階層、特に国家権力者との付き合いが非常に重視されている。これら国をリードする「優質な国民」や他の人を教化する立場にある

上流階層との信頼関係を築き、そして彼らの影響力を通じて、より効率的に布教活動や教育活動を推進していくというような考え方はイエズス会に内在していた。これは16、17世紀の中国、日本、インドにおける早期布教からの「伝家の宝刀」ともいえる。それゆえ、ヴェルンツ総会長の「訓令」では、国家権力者の「好意を得るよう努力すべき」だということが再三強調されている。この「好意」を得るためのよい方法として、むろんカトリックの教化は日本の国家権力者の関心事である「日本青少年の精神的・道徳的養成と、さらに一般的には全国民の精神的・道徳的修養」の強化に貢献しようということを国家権力者に示すことが重要である。

イエズス会総会長に派遣された三人の宣教師が明治41(1908)年10月に日本に到着した。リーダーの任にあるロックリフは、早速翌年の明治42年(1909)年1月に第2次桂内閣の文部大臣の小松原英太郎に訪問し、日本におけるカトリック高等教育機関の設置について政府の意見を打診した。この訪問は「文部大臣は、われわれを好意的に迎えてくれ、政府にとってなにが最も望ましいか、ごく明確に教示してくれました。政府は、高等学術機関の開設になんら反対する考えはない²⁷⁾」というあり様であり、ロックリフが予想していたより順調であったようである。

その後、イエズス会内部の人事異動でロックリフはアメリカのカリフォルニア管区長に転任することになり、その後任としてドイツ人のヘルマン・ホフマンが明治43(1910)年2月来日した。当時私立学校の設立主体は一定の資産および設備をもつ財団法人という形でなければならない。ホフマンは大学設置の第一歩として財団法人の設立を申請し、明治44(1911)年4月東京府によって認可された。ところが、高等教育機関を設立するとなれば、文部大臣の認可が必要と規定されており、その認可を申請する過程において問題が発生したのである。ある宣教師が手紙に次のように書いている。

役人たちや大臣たちが長いあいだ難色を示していたのは、ただひとつ、われわれがイエズス会員だということでした。彼らはイエズス会についての悪口をさんざん読まされておられ、そのため、たとえ彼ら自身それを信じているのでないにしても、世論を恐れていたのです。²⁸⁾

この難題を乗り越えるのに、カトリック教会と親しい関係にある日本人の有力者が重要な役割を果たし

た。宣教師ブシェーは日記のなかでこう記している。

エンゲレン氏により信者となった聖心女子学院の平田さんに頼まれて、樺山さんは文部省に行く。認可の見込みが大いにある。夜8時ホフマン師は文部省に行く。たしかな約束を得た。²⁹⁾

「平田さん」という人は、当時聖心女子学院の教頭を務めた平田トシである³⁰⁾。彼女は明治3(1870)年鹿兒島の士族の家に生まれ、父は陸軍軍人で、初代大警視の川路利良は彼女の伯父にあたる。津田塾を卒業した後、平田が東京女子高等師範学校附属高等女学校の英語教諭となったが、カトリック修道会の聖心会が聖心女子学院を設立した際に、伯爵牧野伸顕に推薦されて聖心女子学院の教頭に転任したのである。父と伯父がともに早死したため、彼女の家庭は決して裕福ではないものの、上流階層との緊密なつながりをもっているようである。

平田に頼まれて文部省に行った「樺山さん」という人物は樺山愛輔である³¹⁾。ここに興味深い点は、前述でみたように、樺山愛輔の父である樺山資紀が私立学校令・文部省訓令12号が制定されたときの文部大臣だったということである。樺山資紀自身が上智大学の設立にかかわっているか否かについては不明だが、少なくとも当時まだ襲爵しておらず民間会社の経営者であった³²⁾愛輔が文部省に直接働きかけることができたということは、何らかのかたちで父資紀の力を借りていたと推測できよう³³⁾。つまり、樺山資紀が上智大学の設立を支持する立場にあったという可能性がある。もしそうであるならば、かつて国家教育権思想のもとで「私学撲滅論」を貫徹させてキリスト教教育を厳しく統制しようと図った³⁴⁾といわれている樺山資紀の私学ないしキリスト教教育に対する考えについて、それが時代の変動とともにいかなる変化があったのかという視点から、改めて検討を加える必要があるかもしれない。

こうして交渉が続いているが、文部省はイエズス会に対する疑念が払拭されない部分があるため、東京帝国大学教授歴史学者の三上参次に「イエズス会の問題全般について調査を依頼した³⁵⁾」。三上参次はきつすいの学者ではあるが、実は当時の教育政策に多大な影響力をもつ教育界の中心人物の一人でもあった³⁶⁾。しかも、カトリック系学校の運営に協力していた³⁷⁾。結局、三上は「イエズス会に対する非難はまったくの中傷である」³⁸⁾というような内容の報告書を文部省に提

出した。

そして1913年3月、ようやく専門学校令による上智大学の設立が文部省から認可された。「奥田義人文部大臣はリベラルな考えをもって書類にサインした。彼の夫人は聖心会の平田夫人の友達であり、ホフマンを良人に紹介した」³⁹⁾と認可の経緯をブシェーが日記に記している。学校の設立に奥田文部大臣の協力をえられたことには、平田の人脈がもちろん重要であったが、それとともに、中央大学の学長をも経験した奥田は、私学に対してそもそも肯定的な考えをもち、文部大臣就任後早くも「私立学校の増大は大に奨励する方針」⁴⁰⁾を表明した。

6. まとめ

以上、明治期32年私立学校令・文部省訓令12号が發布された以降から大正初期まで、キリスト教教育と国家との関係における変化、そしてそれが背景に、カトリックの高等教育機関である上智大学が創設された過程を考察してきた。社会情勢の変動に応じて、近代日本において、国家がキリスト教教育に対する認識や政策が変化していったことが明らかになった。最後に、以上の議論を簡単にまとめておきたい。

明治30年代、国家主義体制の強化にともなって、私立学校令・訓令12号に表されている宗教教育、とくにキリスト教教育を抑制する政策が推進されていた。しかし、日露戦争後、社会情勢の不安定化が進むにつれて、それを緩和するために、国家が宗教がもつ道徳教育の機能を認識し、キリスト教を含む宗教教育を積極的に利用しようという政策の転換があった。

また、かつて国家教育権思想のもとに打ち出された「私学撲滅論」は、もはや行き詰まってしまって、教育に対する需要の増大にどのように対応していくかという深刻な課題に直面しているなか、私学の拡大を認める必要が生じた。カトリック教会が国家側のこれらの変化を契機に、積極的に日本における教育事業の拡大を推し進めていたのである。

さらに、一点を付け加えるならば、明治期における教会側のさまざまな活動は、こういった帰結に無関係ではないということである。本稿で論じた時期において、一般国民の教育・教化にキリスト教教育の役割が国家に期待されはじめたが、それと比べて近代化開始後の非常に早期段階から、いわば上流階層のための西洋的な教育がすでに求められていた。とくに女子教育の場合、「お嬢様の学校」と呼ばれるミッション・ス

クールが多く存在していた。それら学校において、外国伝道会の宣教師と上流階層との社会的ネットワークが形成されている。上智大学の設立過程に対する検討からわかるように、そうした社会的ネットワークが、さまざまな困難があるなかで、日本におけるカトリック教育の発展に無視できない役割を果たしたといえよう。

(指導教員 橋本鉦市教授)

註

- 1) 久木幸男「訓令12号の思想と現実(1)」『横浜国立大学教育紀要』13, 1973
- 2) 佐々木裕子「カトリックの宗教教育」国学院大学日本文化研究所編『宗教と教育』弘文堂, 1997
- 3) 高橋昌郎『明治のキリスト教』吉川弘文館, 2003, p. 174-175
- 4) 久木前掲
- 5) 麻生誠『大学と人材養成』中央公論社, 1970, p. 114-118
- 6) 森一弘「日本におけるカトリックの歴史」鈴木範久他『日本キリスト教要覧』新人物往来社, 1996, p. 242-243
- 7) 上智大学編『上智大学五十年史』上智大学出版部, 1963, p. 28
- 8) 同上, p. 32-33
- 9) 半澤孝磨『近代日本のカトリシズム』三陽社, 1993, p. 8-11
- 10) 上智大学史資料編纂委員会編『上智大学史資料集』第1集, 1980, p. 34
- 11) 「羅馬法王使節オーコンネル氏の演説」帝国教育会『教育公報』(復刻版) 302号 大空社, 1984, p. 17-18
- 12) 同上, p. 18-19
- 13) 同上, p. 19-20
- 14) 前掲『上智大学史資料集』第1集, p. 43
- 15) 『教育時論』668号, 1903年11月5日, p. 3
- 16) 『教育時論』661号, 1903年8月5日, p. 43
- 17) 藤井健志「戦前の日本における宗教教団の協力—三教会同の分析」中央学術研究所編『宗教間の協調と葛藤』佼成出版社, 1989
- 18) 前田蓮山『床次竹二郎伝』床次竹二郎伝記刊行会, 1939, p. 244-245
- 19) 同上, p. 252-253
- 20) 内閣官報局『帝国議会議事速記録』(複製版) 第10号 東京大学出版会, p. 124
- 21) 同上, p. 127
- 22) 「明治44年12月26日」原奎一郎編『原敬日記』第3巻, 福村出版, 1965, p. 207-208
- 23) 『日本及日本人』576号, 1912年2月
- 24) 同上
- 25) 山口孝和「文部省訓令第十二号(1899年)と「宗教的情操教育ノ涵養ニ関スル」文部次官通牒(1935年)の歴史的意義について」『国際基督教大学学報』, 1979
- 26) 前掲『上智大学史資料集』第1集, p. 61-62
- 27) 同上, p. 83
- 28) 前掲『上智大学史資料集』第1集, p. 98

- 29) 前掲『上智大学史資料集』第1集, p. 153
- 30) 聖心女子学院編『聖心女子学院創立五十年史』聖心女子学院, 1958, p. 305-313
- 31) 上智大学史資料編纂委員会編『上智大学史資料集』第3集, 1985, p. 205
- 32) 枢密院に作成された樺山愛輔の履歴書によると, 樺山は大正11年襲爵, 同13年叙従三位, 同14年貴族院議員当選, 上智大学創設当時(大正2年)は千代田火災保険株式会社取締役を勤めていた(国立公文書館所蔵『枢密院文書・枢密院高等官履歴書・昭和二十二年五月二日廃庁ニ因り退官』)。
- 33) 上智大学やカトリック教会との関わりを示唆するようなものは, 筆者の調べた限り, 樺山資紀の言説に見当たらない。ただし, 彼の一冊の手帳(明治40年9月-41年8月使用, 国会図書館憲政資料室所蔵)に橋本重次郎という人の名刺があり, そこに上智大学の住所とホフマン氏の名前が手書きで書き込まれていることが筆者の調査でわかった。だが, 疑問点が多いため, この名刺の意味をどう解釈するかについて現時点では非常に難しく, さらなる調査が必要である。
- 34) 久木前掲
- 35) 前掲『上智大学史資料集』第3集, p. 205
- 36) 橋本鉦市・丸山和昭「近代日本の『教育界』」『教育社会学会第61回大会発表要旨集録』, 2009
- 37) 前掲『聖心女子学院創立五十年史』, p. 23
- 38) 前掲『上智大学史資料集』第3集, p. 205
- 39) 前掲『上智大学史資料集』第1集, p. 154
- 40) 『教育時論』1006号, 1913年3月25日, p. 124